

**PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)に掲げる
具体的取組の進捗状況
(令和6年3月末時点)**



内閣府 民間資金等活用事業推進室

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況

	アクションプラン本文	担当府省庁	回答府省庁	令和6年3月末時点での取組状況(予定含む)
	【具体的取組】			
	i) PPP/PFIによるカーボンニュートラルへの貢献			
1	①治水機能の強化、水力発電の促進、ダム立地地域の地域振興の3つの政策目標を実現する「ハイブリッドダム」の事業化に向け、令和4年度に実施したサウンディング(官民対話)の結果を踏まえ、既設ダムへの発電施設の新増設及び地域振興を行う民間事業者等の参画方法や事業スキーム等について、国土交通省管理の3つのダムでケーススタディを実施し、令和6年度以降に公募を行うダムを選定する。(令和5年度開始*) <国土交通省> *「令和〇年度開始」は当該施策がアクションプランに記載された年度を示す。「令和〇年度強化」は当該施策が実質的に拡充・強化された年度を示す。以下同じ。	国土交通省	国土交通省	既設ダムへの発電施設の新増設を行う事業について、国土交通省管理の3つのダム(湯西川ダム、尾原ダム、野村ダム)でケーススタディを実施し、令和6年度以降に公募を行うダムの選定を進める。
2	②地方環境事務所等国の地方支分部局と地域プラットフォームの連携や、公共施設への太陽光発電設備の導入補助に際し原則PPA事業*に限定すること、ESCO事業等を活用した省CO2設備の導入等により、民間企業の創意工夫を活かした公共施設の脱炭素化など地域主導の脱炭素の取組を促進する。(令和4年度開始、令和5年度強化) <環境省、内閣府> *発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、需要家が発電事業者に対して電力使用量に応じた電気料金を支払う仕組み。PPAとは、Power Purchase Agreement(電力購入契約)の略。	内閣府 環境省	内閣府	・11/14に開催した「協定プラットフォーム情報交換会」において、環境省から地域脱炭素の取組における官民連携について説明がなされた。
3			環境省	・PPP/PFI地域プラットフォーム関係者に対するPPP/PFIの優良事例となり得る地域脱炭素の取組の共有を実施。 ・公共施設への太陽光発電設備の導入補助に際し原則PPA事業に限定することを引き続き要件とし、地域主導の脱炭素の取組を促進。
4	③グリーンインフラ官民連携プラットフォームにおける地方公共団体と先端的な技術を有する企業等とのマッチング支援、先導的なモデル地域の検討支援・事例の水平展開等を通じ、民間資金を活用したグリーンインフラの実装を推進する。(令和5年度開始) <国土交通省>	国土交通省	国土交通省	グリーンインフラ官民連携プラットフォームでは、オンラインセミナーや優良事例ツアーを実施し、地方公共団体と技術を有する企業とのマッチングに努めている。 先導的なモデル地域の検討支援では、重点支援団体として現在3自治体を支援するほか、グリーンインフラ関連技術のフィールド実証を通じ、地域におけるグリーンインフラ実装を推進している。
	ii) 新たなPPP/PFI活用モデルの形成			
5	①施設・分野を横断した地域全体の経営視点を持った「地域経営型官民連携」の推進を図るため、PFIをはじめとしたサービス提供手段の選択を官民共同で検討するための新たな官民連携ビークル [※] について、伴走支援等による先行事例の形成や、課題と対応策、地域に応じたカスタマイズ方法等の知見を収集し、手引き等に反映することで、横展開を図る。(令和5年度開始) <内閣府> * 公共施設等の整備等を行う際に用いられてきた既存の官民の役割分担や協力関係の考え方にとらわれない、LABV(Local Asset Backed Vehicle)等の官民が共同して開発等を行う事業体や連携手法をいう。なお、LABVとは地方公共団体等が公的不動産を現物出資し、民間事業者が現金等を出資するとともにノウハウを提供することで新たな事業体を設立し、当該事業体を活用して公的不動産の有効活用を図る方式。	内閣府	内閣府	複数の基礎自治体の官民連携事業における組成段階の伴走支援を行い、官民共同で最適な地域に貢献するサービス提供を行う手法について調査を実施(神奈川県伊勢原市、長野県下諏訪町、長野県辰野町、奈良県五條市)し、令和6年度の支援メニュー検討に活かす。
6	②スタートアップ等の持つ新技術やサービスを機動的に導入し、長期に渡る運営期間での継続的な効率向上を図るため、PFI事業等で新技術やサービスを円滑に導入するスキームやインセンティブについて、事例も踏まえ整理し、横展開を図る。(令和5年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	スタートアップ等の持つ新技術やサービスについて事例調査を実施。引き続き、事例調査を実施するとともに、PFI事業等での活用可能性等について検討する。
7	③空き家・遊休公的不動産等の比較的小規模な既存ストックを自治体が取得・保有しながら、事業運営(リノベーション、リーシング、管理等)は公共施設等運営事業等により民間事業者任せ、官民連携で地域活性化につなげるPPP/PFI事業(スモールコンセッション)を推進するため、関係者が連携する場の構築やブロックプラットフォーム等における周知・活用促進を図る。また、スモールコンセッションに関して、手続きの簡素化・円滑化、官民のマッチング機能の強化、モデル事業への支援等を通じて、案件形成を促進する。(令和5年度開始) <国土交通省>	国土交通省	国土交通省	スモールコンセッションの推進に向けて、有識者会議(スモールコンセッションの推進方策に関する検討会)の開催(計3回)を通じて、千葉県流山市を対象とした事業化検討や手続きの簡素化・円滑化の検討を実施し、推進方策を取りまとめる予定。 ブロックプラットフォームの「PPP/PFI推進首長会議」(令和5年10月)および「コンセッション事業推進セミナー」(令和5年12月)において、スモールコンセッションの取組を紹介した。 令和5年度補正予算において、スモールコンセッションに係る普及啓発や案件形成支援を新たに措置した。

	アクションプラン本文	担当府省庁	回答府省庁	令和6年3月末時点での取組状況(予定含む)
8	④引き続き、都市公園法に基づく公募設置管理制度(Park-PFI)の着実な導入促進を図る。(平成29年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	特定公園施設の整備に対する支援を実施の他、令和5年度予算より、「官民連携による公園の整備・管理運営のための調査」に対する支援を開始(社会資本整備総合交付金)。また、先進事例の横展開に向け、事例集の内容を充実させた。
9	⑤令和4年11月に成立した改正港湾法に基づき、港湾緑地等において民間事業者が収益施設の整備と当該施設から得られる収益を還元して緑地等のリニューアル等を実施する取組(みなと緑地PPP)の導入促進を図る。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	港湾管理者及び民間事業者を対象に、案件形成に向けた意見交換会を2回実施。神戸港の新港第2突堤の緑地において、みなと緑地PPPによる民間活力を導入し、年間約300万人の来場を見込む賑わい空間の創出に資する計画を、2024年2月に認定第1号として公表した。また、大阪港の常吉西臨港緑地においても同制度を活用した港湾緑地の魅力を活かした計画を、2024年3月に認定・公表した。
10	⑥河川敷地占用許可準則に基づく社会実験を活用した更なる規制緩和により、河川裏の河川敷地における新たな民間投資を創出し地域活性化と河川管理の効率化の両立を実現する取組(RIVASITE)の導入促進を図るとともに、より有用な制度改正に向けた検討を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	RIVASITEの周知および個別案件への適用促進を継続するとともに、民間事業者がより河川敷地を利用しやすくなるための環境整備に取り組む。
11	⑦国立公園において、民間提案を取り入れた利用拠点再生整備について、自然公園法の公園事業制度も活用した面的魅力向上に向けた検討を実施。令和5年度に取組方針を策定し、取組を進める候補となる公園を抽出するとともに、具体的に事業を実施するモデル地区の選定作業を進める。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈環境省〉	環境省	環境省	4つの国立公園において、民間の知見を積極的にとり入れつつ基本構想案を作成し、令和6年度から集中的に取り組む利用拠点を選定。
12	⑧ また、国民公園の更なる魅力向上を図るため、民間活力を活かした整備等について、導入メリットや課題等の整理・検討を行う。(令和5年度開始)〈環境省〉	環境省	環境省	検討会の報告を踏まえ、公園管理の機能強化に向けた整備計画等の検討を行うとともに、民間活力を活かした行事・イベント・飲食提供等の実証事業の内容等を整理検討する。また、公園内に所在する改修等が予定されている施設について、民間活力を活かしたりリニューアル等について関係機関と調整を行う。
13	⑧令和4年5月に策定・公表した「指標連動方式*に関する基本的考え方(内閣府)」の周知を図り、指標連動方式を採用した案件形成に向けた支援を引き続き実施しつつ、課題や活用の方角性を整理する。また、指標連動方式の導入検討を行っている地方公共団体等への働きかけを行い、一定数の事例が積み重なった後は、導入検討の際に参考となるよう事例の周知を図る。(令和4年度開始)〈内閣府、国土交通省〉 * 公共施設等の管理者等(PFI法第2条3項)が主に利用料金の生じないインフラに関して実施させるPFI契約等(包括的民間委託契約等を含む)のうち、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる方式。	内閣府総括班 国土交通省 関係省庁	内閣府	指標連動方式に関する調査の結果を踏まえ、「指標連動方式に関する基本的な考え方」の改定も含めて検討中。
14			国土交通省	インフラの維持管理分野における官民連携事業について、指標連動方式の導入含む導入検討調査に係る支援を実施し、成果物を公表予定。 (令和5年度における支援対象:インフラの維持管理・修繕等に係る官民連携事業の導入検討支援) ・市原市(千葉県) ・府中市(東京都) ・真鶴町(神奈川県) ・静岡県、下田市(静岡県)
15	⑨地域の建設業者や地方公共団体職員の減少に対応しつつ、効率的かつ良好な公共サービスの提供を実現するため、令和5年3月に策定・公表した「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き(国土交通省)」の周知を図るとともに、モデル事業や専門家派遣、民間からの先導的な提案に基づく広域的・戦略的なインフラマネジメントに係る案件形成等への支援により、道路や下水道、河川、公園等のインフラの維持、修繕等の管理を対象に、広域・分野横断も含めた包括的民間委託やPFI事業の導入を促進する。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」について、インフラメンテナンス国民会議や全国セミナーを活用しながら全国9ブロックで周知を実施。 令和5年12月に選定した「地域インフラ群再生戦略マネジメント」のモデル地域(11件40地方公共団体)において、有識者検討会の助言を得ながら、計画策定や包括的民間委託を含めた業務の実施についての支援を実施するとともに、全国的な展開に向けた手引きの策定等について検討中。
16	上に同じ	国土交通省	国土交通省	インフラ維持管理・修繕等をテーマに、民間提案に基づく新しい官民連携手法の導入検討(4件)を実施した。

アクションプラン本文		担当府省庁	回答府省庁	令和6年3月末時点での取組状況(予定含む)
iii) PPP/PFIの活用を推進する新たな分野の開拓				
17	①自衛隊施設の整備に関して、各駐屯地・基地等の施設の集約化・再配置等の整備計画を策定する中でPPP/PFIの活用を推進する。(令和5年度開始)〈防衛省〉	防衛省	防衛省	<ul style="list-style-type: none"> 各駐屯地・基地等の整備計画を作成する業務を実施中(令和8年3月末まで) PFIの事業スキームや対象施設等の基本的な方針について検討・整理する業務を実施中(令和7年3月末まで) 5件分の導入可能性調査に係る経費を令和6年予算案に計上 1件の導入可能性調査を契約(令和7年3月末まで)
18	②令和5年5月に成立した改正漁港漁場整備法に基づき、官民連携により漁港施設及び水面の有効活用を図ることで水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組について、具体的スキームの検討を行う。(令和5年度開始)〈農林水産省〉	農林水産省	農林水産省	改正漁港漁場整備法(令和6年4月1日施行予定)によって創設された「漁港施設等活用事業」について、その手続きに係る政省令を定め、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針を策定した。また、これらの運用について、全国の漁港管理者に向けて説明会を開催するなど、その周知に努めた。(予定)
19	③農業水利施設の管理について、民間の創意工夫を活用して老朽化等の課題に効率的・効果的に対応する観点から、包括的民間委託を試行し、今後の導入に向けて導入メリットや課題等の整理・検討を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈農林水産省〉	農林水産省	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 試行地区において、試行初年度時点での導入メリットや課題等の取りまとめ。 地方公共団体や土地改良区が管理している施設での包括的民間委託の導入に向けて、対象となる管理主体の選定作業を実施予定。
20	④令和5年4月に成立した改正地域公共交通活性化再生法に基づく制度や、予算等の拡充を踏まえ、これらを活用し、地域の関係者の連携・協働(共創)を通じて、地域公共交通ネットワークの「リ・デザイン」を推進する。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	引き続き、既存の法制度や予算を活用し、地域の関係者の連携・協働(共創)を通じて、地域公共交通ネットワークの「リ・デザイン」を推進する。
21	⑤現行衛星のPFI事業による運用状況を踏まえ、次期衛星についても運用がより効率的・安定的なものとなるよう、引き続きPFI等による運用を視野に事業内容の検討を行う。PFI等の導入に際しては、事業者による収益事業の提案を認める等により民間のビジネス機会が創出できるよう検討を進める。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈内閣府、関係省庁〉	内閣府宇宙開発戦略推進事務局 関係省庁	内閣府宇宙開発戦略推進事務局 関係省庁	現行衛星の運用事業を踏まえ、次期衛星の運用がより効率的・安定的なものとなるよう事業内容の検討を実施している。
22	⑥公営駐車場について、需要動向やまちづくりのあり方等を踏まえ、PFIの導入やまちづくり会社による駐車場運営をはじめとした民間との連携による駐車場経営の改善、計画的な維持管理等、総合的なマネジメントを地方公共団体において積極的に進められるよう、ガイドラインの充実や優良事例の横展開等を行う。(令和5年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	地方公共団体向け駐車場政策担当者会議(令和5年12月開催)において、公営駐車場のPFI導入等事例を含むガイドラインの周知を実施した。また、まちづくりにおける駐車場政策のあり方検討会のWG(令和6年1月開催)において、民間との連携による駐車場経営等について、さらなる促進に向けた検討を行った。
23	⑦機構は、案件発掘段階から事業契約等の締結による事業実施段階までの様々な局面において、地方公共団体や民間事業者等に対する各種サポートを行うなど、コンサルティング機能を積極的に実施するため、更なる体制の充実を図る。また、民間事業者と地方公共団体や関係省庁との仲介機能を担うことで、実務上の個別課題の解決に向けた調整を引き続き実施する。(平成28年度開始、令和4年度強化)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	従来より、株主である地銀等からの情報や個別の依頼に応じて、案件検討段階の地方公共団体等に対する助言等を実施している。引き続き、情報収集を通じて地方公共団体の課題やニーズの把握に努め、必要な調整等を行うなど、案件検討段階の地方公共団体等のサポートに努めていく。
iv) 公的不動産等における官民連携の推進				
24	①PPP/PFI地域プラットフォームや民間事業者等と連携し、行政財産の目的外使用許可や、未利用国有地の暫定活用についての情報発信を強化し、更なる有効活用に取り組む。(令和4年度開始)〈財務省、内閣府、関係省庁〉	財務省 内閣府事業班 関係省庁	財務省	<p>【行政財産の目的外使用許可等による有効活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間不動産情報サイトでの使用許可公募情報の掲載、国土交通省の公的不動産ポータルサイトでの国有財産情報公開システムのリンク掲載などの取組みを通じ、情報発信を強化している。 活用可能性がある庁舎等の余裕床・余裕敷地の情報発信を行い、民間事業者等から活用要望を得るべく、事業性が見込まれる地域に存する庁舎等の現地調査を実施し、情報発信に向けた準備を行っている。 <p>【未利用国有地の暫定活用等による有効活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間不動産情報サイトでの国有財産の活用に係る情報の掲載、国土交通省の公的不動産ポータルサイトでの国有財産情報公開システムのリンク掲載の取組を通じ、情報発信を強化している。 また、地方整備局が主催する「土地政策推進連携協議会」に参画し、地域の課題やニーズの情報収集をするとともに、同協議会の構成員や関係市区町村等に対し国有財産の売却情報や一時貸付け等の暫定活用に関する情報提供を実施するなど情報発信を強化している。
25	②国有財産の有効活用に関し制度面、運用面での改善要望について、民間事業者等から積極的に受け付け、改善策を検討し、必要に応じ規制緩和等の措置を行う。(令和4年度開始)〈内閣府、財務省、関係省庁〉	内閣府 財務省 関係省庁	財務省	国有財産の有効活用を図るとともに、民間事業者の資金、経営ノウハウ等を活用した事業運営を促進する観点から、民間事業者への貸付けを認める規制緩和の措置を講じた。
26	③ゆとりとにぎわいのある「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの空間形成に向け、官民が連携して行う既存ストックの一体的・効果的活用(公共空間の利活用、民間によるオープンスペースの提供等)を推進するとともに、現場の課題を整理し改善に向けた具体策を示すなど、地方公共団体等の取組を後押しする。(令和4年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進し、魅力的なまちづくりを推進するため、「まちなかウォークアブル推進プログラム」を策定、法律・予算・税制のパッケージによる支援を行っている。(令和5年4月時点更新版を公表)

	アクションプラン本文	担当府省庁	回答府省庁	令和6年3月末時点での取組状況(予定含む)
27	④若年人口の減少に伴い、学校の統廃合が進むなど、今後小中学校施設等の遊休化が急速に拡大する中、文教施設等の集約・複合化に関するPPP/PFI事業の案件形成を進めるための支援を行うとともに、文教施設分野における複合化を含めた多様なPPP/PFIの事例集や廃校活用事例集を周知し、横展開を行う。(平成29年度開始)〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	・地方公共団体等に対する専門家による伴走支援を通じて、文教施設等の集約・複合化を含むPPP/PFI事業の案件形成を進める支援を実施。 ・説明会等を通じて、文教施設分野における複合化を含めた多様なPFI等を活用した事例や廃校活用事例集を周知。
28	⑤学校施設の地域の中核拠点化に向けて、複合施設化に関する優良事例を収集し横展開を図るとともに、未利用時間の利活用等、学校施設における官民連携の活用について、実証事業を通じて、制度上の課題を検証し、取組を推進する。(令和4年度開始)〈文部科学省、経済産業省〉	文部科学省 経済産業省	文部科学省	(学校施設の複合化) ・説明会等を通じて、文教施設分野における複合化を含めた多様なPFI等を活用した事例集を周知。
29			経済産業省	(学校施設の未利用時間の活用) ・学校施設の有効活用に関する課題の検証や事例の周知等を図る。
30	⑥国・地方公共団体等が公共サービスの提供に当たって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法(公共施設の非保有手法)について、活用が有効と思われる条件や活用する際の留意事項等及び参考となる事例を取りまとめた基本的考え方を周知し、公共施設の非保有手法の活用促進を図る。(令和3年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	内閣府ホームページ等を通じ、「公共施設の非保有手法の基本的考え方」等の周知を実施中。
31	⑦地方公共団体における公共施設等総合管理計画*等の策定・改訂や固定資産台帳等の更新・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。〈総務省〉また、総合管理計画の策定・改訂に当たってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう、地方公共団体に対し要請していることを踏まえ、引き続きPPP/PFIに関する記載状況を把握の上、公表を行う。(令和4年度強化)〈総務省、内閣府〉 *「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)Ⅳの行動計画をいう。	総務省 内閣府	総務省	公共施設等総合管理計画の策定・見直しについては、市町村における総合管理計画の見直しに要する経費に対する特別交付税措置や公共施設マネジメントに知見を有するアドバイザーの派遣といった取組を実施。 固定資産台帳等の更新・公表については、都道府県及び市町村における財務書類等の作成及び活用のために必要な専門家の招へい・職員研修に関する経費に対する特別交付税措置や地方公会計の整備に知見を有するアドバイザーの派遣といった取組を実施。 また、各地方公共団体の公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳のリンク集、公共施設等総合管理計画に関する調査結果(PPP/PFIに関する記載状況を含む)、固定資産台帳を活用した未利用財産の民間への売却事例を総務省HPで公表。
32			内閣府	公共施設等総合管理計画におけるPPP/PFIに関する記載状況に関する内閣府HPでの公表内容を更新。
33	⑧地方公共団体や民間事業者等を対象として、不動産特定共同事業などの不動産証券化手法を用いたPRE等遊休不動産の活用事例等を紹介するセミナーを業界団体等と連携して継続的に開催することで、公的不動産の利活用に必要な情報の横展開を図る。(平成30年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	不動産証券化手法を用いたPRE等遊休不動産の活用事例等を紹介するセミナーを実施。
34	⑨道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を推進するため、首都高速道路築地川区間をモデルケースとし、PPPの活用について検討を引き続き推進する。(平成28年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	引き続き、地元のまちづくりの動向も踏まえつつ、関係機関と連携し、首都高速道路の大規模更新事業と都市再生との連携の具体化に向けた検討を実施。
v) 広域化・集約化等に向けた支援等				
35	①民間の経営手法や創意工夫を活かすことができる事業規模を確保するべく、事業の広域化、バンドリング、集約化・多機能化等を促進するため、先進的な事例を収集する。この際、地域経済の活性化のほか、地方公共団体間や庁内での意思決定段階、プロジェクト推進段階、あるいは地元関係者との合意形成の段階等に踏み込んだ成功要因の分析を行い、ポイントを整理したモデルケースを形成し、横展開を図る。(令和4年度開始)〈内閣府、関係省庁〉	内閣府 関係省庁	内閣府	分野横断型、複数施設型、広域型のPPP/PFIの先行事例を横展開していくため、10程度の先行事例の調査研究を実施。
36	②市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等(広域化)の推進のため、総務省と厚生労働省が連携し、地方公共団体が行う水道広域化推進プラン等に基づく広域化の取組への支援等を引き続き行う。(令和元年度開始)〈厚生労働省、総務省〉下水道事業については、広域化・共同化の先進的な事例を横展開することにより、「広域化・共同化計画」の実施を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。(平成30年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	厚生労働省 総務省 国土交通省	厚生労働省	総務省及び厚生労働省で連携し、都道府県が策定した水道広域化推進プラン等に基づく取組を支援するため、水道事業者や水道行政担当課向けの説明会等を実施し、広域化に係る財政措置や先進事例を紹介するなどの支援を行った。
37			総務省	総務省及び厚生労働省で連携し、都道府県が策定した水道広域化推進プラン等に基づく取組を支援するため、水道事業者や水道行政担当課向けの説明会等を実施し、広域化に係る財政措置や先進事例を紹介するなどの支援を行った。
38			国土交通省	広域化共同化の事例を横展開するため、モデル都市における課題整理、スキーム検討、効果分析などの支援を実施した。
39	③下水道事業について、公営企業会計の適用を要件化しており、この取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。(平成30年度開始)〈国土交通省〉公営企業会計の適用については、人口3万人未満の地方公共団体も含め一層の適用を促すため、令和5年度までを取組期間として策定した新たなロードマップに基づき、各団体における取組を促進する。(令和元年度開始)〈総務省〉	国土交通省 総務省	国土交通省	公営企業会計の適用を要件化しており、この取組を着実に進めている。

	アクションプラン本文	担当府省庁	回答府省庁	令和6年3月末時点での取組状況(予定含む)
40			総務省	引き続き地方公共団体の要請に応じて継続的にアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」などの支援を行った。
41	④施設の広域化・集約化やPFIなど民間活用等について検討することを要件化した一般廃棄物処理施設整備事業について、引き続き適切に運用を進めていく。また、公共浄化槽等整備推進事業について、①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用について検討することを要件化しており、令和4年度に改訂した「公共浄化槽等整備推進事業におけるPFI等の民間活用の促進に資するマニュアル」に基づき更なるPFI等の促進を図る。(令和元年度開始)＜環境省＞	環境省	環境省	施設の広域化・集約化やPFIなど民間活用等について検討することを要件化した一般廃棄物処理施設整備事業について、引き続き適切に運用を実施する。「公共浄化槽整備・運営マニュアル」を令和5年3月に公表し、PFIを活用した公共浄化槽事業等に取り組む自治体3市に対して事業化に向けた調査・検討等の個別の支援を実施した。
42	⑤水道・下水道事業の広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」等で示している留意点等について、地方公共団体への周知を図る。(平成29年度開始)＜総務省＞	総務省	総務省	令和6年1月23日に開催した「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」において周知した。
	【具体的取組】 i)ローカルPFIの推進			
43	①令和5年4月に策定・公表した「PPP/PFI事業の多様な効果に関する事例集」等を活用し、ローカルPFIを定量的又は定性的に評価するための指標を検討の上、地方公共団体等に周知する。また、事業者選定時の評価における地域企業の参画の有無、地域経済への貢献等の考慮についてガイドラインに記載するとともに、令和4年10月に実施要領を策定した民間提案に対する加点措置と併せ、ローカルPFIの形成に活用されるべく周知する。(令和5年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	地方公共団体におけるローカルPFI等の検討に資するよう、「PPP/PFI事業の多様な効果に関する事例集」について、令和5年9月に手引部分を追加する改定を行った。
44	②優先的検討において、事業の目的や性質に応じ、財政負担の縮減のみではなく、地域経済社会への貢献など多様な効果を評価することを促進するとともに、導入可能性調査への支援に際し、ローカルPFIの検討を一部要件化する。(令和5年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	令和5年度補正予算による調査費補助事業の採択にあたって、多様な効果の検討評価を要件化した。
45	③地域プラットフォームにおいて、機構や地域の経済団体等と連携し、ローカルPFIの理解促進、案件形成、地域企業の参画に資する取組の実施を促進する。(令和5年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	講習会等において随時情報発信を実施。
	ii)PPP/PFI手法の優先的検討等の推進			
46	①優先的検討規程について、人口20万人以上の地方公共団体については速やかな策定を促すとともに、人口10万人以上20万人未満の地方公共団体については、令和5年度までの策定を促す。特に、策定予定、策定中及び策定意向がある地方公共団体を除いた団体に対し、PPP/PFI事業への理解や規程策定の機運を向上させる取組を実施する。これに伴い、優先的検討規程に基づくPPP/PFI事業の検討を実施した団体数について、令和6年度までに334団体とすることを目標とする。また、人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFI事業の導入が図られるよう、優先的検討規程の運用を支援する事業等を実施するとともに、特に人口10万人未満の地方公共団体については、先進的な取組を行う同規模の地方公共団体の事例の紹介を行う。(平成27年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	・令和5年9月から12月にかけて、人口10万人以上の市区のうち、規程未策定で策定作業に着手していない団体または策定意向のない団体、計59団体全てに対して個別対話を実施し、規程の必要性を説明し規程の策定に関する意向を把握したところ、そのうち14団体は、今年度以降に規程を策定する意向を示した。 ・令和6年2月、「PPP/PFIに関する基礎セミナー」を開催し、優先的検討規程の策定を呼び掛けた。
47	②令和4年9月に運用の負担軽減等のため改定した「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引き」について、引き続き普及促進を図る。(令和4年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	・手引きについて、個別対話や講習会等において随時情報発信を実施。
48	③優先的検討規程の策定・運用状況については、毎年度調査を行い、結果を公表するとともに、負担軽減のための運用の簡素化を含め、優先的検討規程の実効性の向上に向けた見直しを促進する。(平成30年度開始、令和4年度強化)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	・優先的検討規程の策定・運用状況について調査を行い、令和6年2月、結果を公表した。 ・実効性向上に向けた取組について、個別対話や講習会等において随時情報発信を実施。
49	④国、地方公共団体及び公共法人における優先的検討の対象事業や検討の状況について、民間事業者による提案・参画促進の観点から積極的な公表を促す。(令和4年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	・優先的検討の対象事業や検討の状況について積極的な公表をするように、個別対話や講習会等において随時促進した。
50	⑤PPP/PFIの導入検討を各分野の交付金等において一部要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園*、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設、工業用水道)について、着実に運用を実施する。(平成29年度開始)＜国土交通省＞(令和元年度開始)＜環境省＞(令和2年度開始)＜農林水産省、厚生労働省＞(令和3年度開始)＜文部科学省＞(令和5年度開始)＜経済産業省＞また、一部要件化する事業分野の更なる拡大に向けて検討を行う。(令和2年度開始、令和4年度強化)＜関係省庁＞	関係省庁	警察庁	令和6年2月に行われた「今後改築を予定している警察施設に係る実施計画等聴取会議」にて、補助対象施設の整備に対するPFI手法の導入検討につき、アナウンス及び意見聴取し、着実に運用するよう指示した。
	*国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場となる都市公園内のスポーツ施設におけるPFI事業の更なる推進に向けた方策を検討する。			

	アクションプラン本文	担当府省庁	回答府省庁	令和6年3月末時点での取組状況(予定含む)
51			環境省	PFIの検討が要件になっている一般廃棄物処理施設整備事業において、引き続き着実に運用を実施する。 左記のとおり、浄化槽整備効率化事業費の一部として、PFI事業導入の検討のための調査費用を助成対象としているため、今後も地方自治体向けの説明会等で当助成制度の周知等に努め、浄化槽分野でのPFI導入促進を図っていく。
52			厚生労働省	PPP/PFIの導入検討が要件になっている生活基盤施設耐震化等交付金において、引き続き着実に運用を実施した。
53			国土交通省	(公園) 都市公園分野の支援(社会資本整備総合交付金等)では、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、公募設置管理制度を含むPPP/PFI手法の導入に係る検討を要件としているところ、本要件を着実に運用する。 (下水道) 平成29年度予算から、社会資本整備総合交付金等において、人口20万人以上の地方公共団体における下水処理施設の改築にあたってのコンセッション導入検討の要件化(平成30年4月に一部内容改善)や下水汚泥有効利用施設の新設にあたってのPPP/PFI導入の原則化などを着実に運用している。 (公営住宅) 地方公共団体に対し、先行事例の情報提供を行うとともに、PPP/PFI手法の一部補助要件化、支援の拡充及び取組に対する支援を行った。
54			農林水産省	(農業集落排水) 令和2年度予算から、農山漁村地域整備交付金等を活用し、農業集落排水事業を実施する際に、PPP/PFIの導入を検討することを要件化し、着実に運用している。 (卸売市場) 強い農業づくり総合支援交付金等を活用し、一定規模以上の卸売市場整備を実施する際に、PFIの導入を検討することを要件化し、着実に運用している。
55			文部科学省	令和3年度から実施している一部要件化を着実に運用。
56			経済産業省	PPP/PFIの導入検討を工業用水道事業費補助金において一部要件化を開始し、工業用水道事業者の導入検討を促進。
iii) 首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等				
57	①首長、地方議会等のPPP/PFIに対する機運醸成を図るため、機構も協力して首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施する。特に、PFI事業の実績が少ない、又は、地域プラットフォームが設置されていない都道府県に対するトップセールスを、機構と連携して実施する。(平成29年度開始、令和4年度強化)＜内閣府、国土交通省＞また、公共施設等運営権方式に関する制度や活用事例とそこで生まれた民間ならではの創意工夫等について、地方公共団体や民間事業者、投資家向けの説明会を開催する。(令和2年度開始)＜国土交通省、内閣府＞	国土交通省 内閣府	内閣府	・内閣府・国土交通省・PFI推進機構が連携して、広域的な地域プラットフォームの形成が進んでいない都道府県の副知事等と面談し、地域プラットフォームの設置を要請した。(北海道、茨城県、長野県、島根県、福岡県) ・令和6年2月、「PPP/PFIに関する基礎セミナー」を開催し、広域的な地域プラットフォームの設置を呼び掛けた。 ・国土交通省が「コンセッションセミナー」を令和5年12月に開催した。
58	②地方公共団体、住民、民間事業者、金融機関等の様々な関係者が、PPP/PFIを導入することで得られる効果をそれぞれの立場で分かりやすく感じることができる説明ツールを開発する。(令和4年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	・「PPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集(令和5年9月改定・公表)」を活用し、個別対話や講習会等において地方公共団体のPPP/PFIに対する理解の浸透と積極的な活用を図った。 ・地方公共団体向けの説明ツールとして、令和5年3月に改定した「PFI事業導入の手引き」の活用を図った。
59	③多くの地方公共団体の対象となり得る事業分野を中心に、PPP/PFIの参考となる事例を取りまとめた「PPP/PFI事業の多様な効果に関する事例集(令和5年4月策定・公表)」を周知し、地方公共団体におけるPPP/PFIに対する理解の浸透と積極的な活用を図る。また、ホームページなどを活用し、より多くの事例の発信を行う。(令和3年度開始、令和4年度強化)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	・「PPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集(令和5年9月改定・公表)」を活用し、個別対話や講習会等において地方公共団体のPPP/PFIに対する理解の浸透と積極的な活用を図った。
60	④PPP/PFI事業の中から先導的な優良事例等を選定し、国が表彰する制度を創設する。(令和4年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	・内閣府特命担当大臣による表彰制度を創設し、令和6年1月から公募を開始した。
iv) マニュアル等の整理・周知による地方公共団体の負担軽減				
61	①PPP/PFI事業の検討を行う場合の参照のしやすさの観点で令和5年3月に改定した「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」について、地域プラットフォーム等を活用し周知を図る。(令和4年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」について、地域プラットフォームの講習会等で随時情報発信した。

	アクションプラン本文	担当府省庁	回答府省庁	令和6年3月末時点での取組状況(予定含む)
62	②引き続き人口20万人未満の地方公共団体に対し、ハンズオン支援を行うとともに、支援を通じて得られたPPP/PFI事業を進める上でのより実践的な課題解決のポイントをとりまとめ、周知を図る。(令和3年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	人口20万人未満の地方公共団体に対しハンズオン支援を実施した。また、これまでの同支援を通じて得られたPPP/PFI事業を進める上での実践的な課題解決のポイントを周知する、地方公共団体向けのセミナーを令和5年9月に開催した。更には、令和5年度の支援を通じて得られたPPP/PFI事業を進める上でのポイントを既存のポイント集に反映し、令和6年度にホームページにて公表予定。 (令和5年度における支援対象: 専門家派遣によるハンズオン支援) ・君津市(千葉県) ・掛川市(静岡県) ・安城市(愛知県) ・岸和田市(大阪府)
63	③期間満了PFI事業の事後評価の実施状況及びPFI事業の効果・課題を把握し、事後評価の実効性向上及び今後のPFI事業実施に活かすため、定期的に事後評価の実施状況の調査を行う。検証で得られた知見及び令和3年4月に改定した「PFI事業における事後評価等マニュアル」を周知し、期間満了後の検証のみならず、期間満了前の次期事業の検討に活かすほか、今後の事業方式の選定や事業内容の改善への活用を促す。また、事後評価結果の公表を促すとともに、地方公共団体等の負担軽減等の観点から、運用改善の検討を行う。(令和3年度開始、令和5年度強化)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	事後評価の実施状況について把握するため、全国の地方公共団体、省庁にPPP/PFI実施状況等に関する調査を実施した。
64	④地方公共団体等がより適切にPFI事業の実施にかかる各種契約書を作成できるように、各種契約書案をエリアや事業分野別に整理したPFI契約書情報及び各種マニュアルを充実させ、周知する。(令和2年度開始、令和4年度強化)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	・VFMガイドラインをはじめとして6つのガイドラインを改定した。 ・令和6年2月、VFMガイドライン説明会を開催した。
v) 専門的な人材の派遣、育成、活用の支援等				
65	①PPP/PFI事業の専門家、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する公共施設等運営事業の専門家及び地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験が評価・認定された専門家の地方公共団体等への派遣によるPPP/PFI事業に関する情報提供、助言等の支援の実施について、案件形成に向けた対応の強化及び一層の広報等により、派遣件数を3倍とすることを旨とする。(平成28年度開始、令和4年度強化)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	・令和5年6月、制度活用を呼びかける周知資料を全国の地方公共団体宛に発出済。個別対話や講習会等で制度活用を促した。
66	②地方公共団体における自立的なPPP/PFI事業の形成を推進するため、PPP/PFI事業を継続して実施する意向のある人口20万人未満の地方公共団体に対して専門家を派遣し、公募書類の作成等事業化に必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるようハンズオン支援を行う。(令和元年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	人口20万人未満の地方公共団体に対しハンズオン支援を実施した。 (令和5年度における支援対象: 専門家派遣によるハンズオン支援) ・君津市(千葉県) ・掛川市(静岡県) ・安城市(愛知県) ・岸和田市(大阪府)
67	③国土交通大学校等の国の教育機関を活用し、実践的なカリキュラムを充実させるなどにより、PPP/PFI事業に関する知識を有する職員等を育成する。(平成28年度開始)〈国土交通省、内閣府〉	国土交通省 内閣府	国土交通省	令和5年7月19日から28日の期間で、国土交通大学校にて、「専門課程 PPP/PFI研修」を開催した。
vi) 民間企業・金融人材の確保				
68	①機構は、地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、地域再生法に基づき付与されているコンサルティング機能も活用しつつ、PFIに係る知識や具体的案件への取組方法等の情報提供を行う。(平成28年度*開始)〈内閣府〉 * 地域再生法におけるコンサルティング機能の付与は、同法の令和元年12月の改正によるもの。	内閣府	内閣府	全国の各自治体の事業所管部署と案件形成に向けた意見交換を実施中。その中でも特に、群馬県、秋田県、埼玉県、熊谷市、長崎県、佐世保市、富山県、富士市、岡崎市、周南市、鹿児島県、北海道、札幌市、石狩市、小松市、西原町、うるま市、旭川市、橋本市、愛知県、静岡県、裾野市、浜松市、広島県、広島市、下松市、深谷市とは積極的に意見交換を行っている。
69	②機構は、地域金融機関等職員に対しPFIに係る金融実務の習得を目的としたオンライン開催を含めた研修を実施するなど、地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。令和8年度までに機構がノウハウ移転を行った地方銀行等が全ての都道府県において所在する状況を実現することを目指す。(令和4年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	・財務省主催の官民ファンド説明会(四国、東海)にて、金融機関及び自治体あてに、PFI推進における地方銀行と当機構との協働等に係る広報活動を実施。 ・沖縄PPP/PFI地域プラットフォーム主催の地域金融機関向け勉強会でファイナンス実務の説明を実施。 ・PPP/PFI協定プラットフォーム情報交換会にて機構の業務を紹介。 ・4つの地域金融機関の支店長やPFI推進部署等に対し、行内勉強会の講師を派遣。 ・地域金融機関からトレーニー受け入れ。 ・地域金融機関向けPFI実務Web講座第1回を11月に実施。第2回を2月に実施。

	アクションプラン本文	担当府省庁	回答府省庁	令和6年3月末時点での取組状況(予定含む)
	vii) 地方公共団体のPPP/PFI導入検討の財政支援等			
70	①地方公共団体がPPP/PFI導入検討に際し実施する導入可能性調査等の調査費用を支援する。特に、新たな活用モデルの形成への支援や、人口20万人未満の地方公共団体への支援を積極的に行う。(令和3年度*開始、令和4年度強化) <内閣府、関係省庁> * 令和3年度以前より、人口20万人以下の地方公共団体を対象に導入可能性調査等費用へ支援している交付金等も含む。	内閣府 関係省庁	内閣府	・令和5年度補正予算による調査費補助事業の予算を確保。その採択にあたって、支援を必要とする人口20万人未満の地方公共団体等への支援を行う予定。
71	②地域再生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る地方公共団体の取組について、デジタル田園都市国家構想交付金等の地域再生法に基づく支援措置により積極的に支援する。併せて、地域プラットフォームや各種講演等を活用して周知するなど、積極的な活用を促す。(令和元年度開始) <内閣府>	内閣府地方創 生推進事務局	内閣府地方創 生推進事務局	・デジタル田園都市国家構想交付金について、令和5年度補正予算において735億円、令和6年度当初予算において1,000億円を確保した。 <内閣府地方創生推進事務局>
72	③小規模な地方公共団体を中心に、PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用等の初期の財政負担が課題となっていることから、アドバイザー費用について、各分野の交付金等(水道、下水道、農業集落排水、公営住宅、浄化槽、水力発電施設、一般廃棄物処理施設、都市公園、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設、警察施設、公営水力、工業用水道等)*により適切に支援するとともに、交付金等による支援分野の拡大等を含めて、地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブについて検討を行う。(令和2年度*開始) <内閣府、関係省庁> (令和5年度開始) <経済産業省> * 部分的な支援も含む。 * 令和2年度以前より、アドバイザー費用へ支援している交付金等も含む。	内閣府 関係省庁	内閣府	・令和5年度補正予算による調査費補助事業の予算を確保。その採択にあたって、支援を必要とする人口20万人未満の地方公共団体等への支援を行う予定。 ・令和5年6月に「国による支援事業」を地方公共団体に周知済、制度活用を促進。
73			経済産業省	PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用等について、工業用水道事業費補助金の支援対象を拡大。
74			国土交通省	(公園) 令和5年度予算より、「官民連携による公園の整備・管理運営のための調査」に対する支援を開始(社会資本整備総合交付金)。 (下水道) 下水道事業の集約化・広域化や下水道資源の有効利用に向けた計画策定(PPP/PFI手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画の策定等)について支援する「下水道地域活力向上計画策定事業」を平成29年度に創設し、適切に支援している。 (公営住宅) 地方公共団体に対し、先行事例の情報提供を行うとともに、PPP/PFI手法の一部補助要件化、支援の拡充及び取組に対する支援を行った。
75			農林水産省	(農業集落排水) 農業集落排水施設においては、アドバイザー費用等に対して農山漁村地域整備交付金等により支援措置を講じている。
76			環境省	PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用等について一般廃棄物処理施設整備事業の交付金において引き続き適切に運用を実施する。 左記のとおり、浄化槽整備効率化事業費の一部として、PFI事業導入の検討のための調査費用を助成対象としているため、今後もPFIを活用した公共浄化槽事業の促進に向けたインセンティブとなるよう継続して交付金により支援を行っていく。
	viii) 民間提案の積極的活用			
77	①民間事業者からの提案等を促進するため、地方公共団体におけるPPP/PFIに対応する統一窓口の設置やサウンディングの公募及び民間提案の事業リストの公開を促すとともに、地方公共団体の窓口設置や事業リスト公開等の情報を一覧化して公表する。また、民間提案が積極的に実施され、民間の創意工夫により効率的、効果的な公共サービスの実現につながった事例等の紹介を行う。(令和4年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	地方紙、セミナー、講演を通して展開を図る。

	アクションプラン本文	担当府省庁	回答府省庁	令和6年3月末時点での取組状況(予定含む)
78	②PPP/PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、令和4年10月に策定した「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領」を周知するとともに、民間提案に対するインセンティブの付与等に先導的に取り組む地方公共団体を技術的に支援する事業等を実施する。また、公共施設等の管理者等による「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」の活用促進を図るとともに、民間提案の実施状況を定期的に調査し、民間提案制度の実効性をより高めるための検討を行う。(平成29年度開始、令和4年度強化) <内閣府>	内閣府	内閣府	・民間提案加点措置の実施状況を全国アンケート調査により把握した。調査結果を踏まえつつ、関係省庁とも連携し、引き続きマニュアルの周知等による民間提案の活用促進を図っていく。
ix) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進				
79	①地方ブロックプラットフォーム等に国の出先機関や機構などが積極的に参画し、広域的な地域プラットフォーム形成・運営の好事例等の情報共有や、形成が進んでいない都道府県との個別対話等を通じて、複数の地方公共団体・地域内外の民間事業者等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援し、令和8年度までに全都道府県への展開を図る。(平成29年度開始、令和5年度強化) <内閣府>	内閣府	内閣府	・令和5年10月、地方ブロックプラットフォームで開催した「PPP/PFI推進首長会議」において、広域的な地域プラットフォーム形成・運営の必要性や、内閣府支援制度等の情報発信を行った。 ・内閣府・国土交通省・PFI推進機構が連携して、広域的な地域プラットフォームの形成が進んでいない都道府県の副知事等と面談し、広域的な地域プラットフォームの設置を要請した。(北海道、茨城県、長野県、島根県、福岡県) 再掲
80	②特に人口20万人未満の地方公共団体の地域プラットフォームへの参画を促進する。具体的には、地域プラットフォーム(地方ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数について、令和3年度～令和5年度の目標を200団体とする。また、地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口20万人未満の地方公共団体数について、令和3年度～令和5年度の目標を550団体とする。目標達成に向け、専門家派遣や初期財政負担支援等の支援事業について積極的に周知を図るとともに、地域プラットフォーム運用マニュアルなど各種マニュアルの充実・活用により、特に人口20万人未満の地方公共団体に対して、PPP/PFI導入の意義・必要性を喚起する。(令和3年度開始、令和5年度強化) <内閣府、国土交通省>	内閣府 国土交通省	内閣府	・各種支援事業実施中。(地プラ形成支援、協定PF支援)
81	③これまでの取組を通して地域プラットフォームが蓄積した効果的な運営ノウハウ等を踏まえ、運用マニュアルを改訂し内容の充実を図るとともに、運用マニュアルを活用したプラットフォーム形成及び効果的な運営を働きかける。(令和4年度開始) <内閣府、国土交通省>	内閣府 国土交通省	内閣府	・令和5年6月、運用マニュアルの改定版を地方公共団体に周知し、内閣府HPで公表済。個別対話や講習会等において随時情報発信した。
82	④地域の課題・事情に精通している地域の民間事業者や地域金融機関が参画する協定プラットフォーム等に対して、PPP/PFI案件形成に向けた取組を支援する。(令和元年度開始) <内閣府、国土交通省>	内閣府 国土交通省	内閣府	・協定PF支援事業実施中。
83	⑤地域プラットフォームの実践ノウハウを有する専門家や経験豊かな地方公共団体職員を既存のプラットフォームに派遣し、情報提供、助言等の支援を実施する。(平成28年度開始) <内閣府、国土交通省>	内閣府 国土交通省	内閣府	・専門家派遣制度運用中。
84	⑥ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体・民間事業者におけるPPP/PFI事業推進に関する国への施策ニーズの把握に努めるとともに官民対話の促進など、地方公共団体の事業化検討の支援等を行う。(平成28年度開始) <内閣府、国土交通省>	内閣府 国土交通省	内閣府	・通年で、ブロックプラットフォームにおいて官民対話(サウンディング)や、研修、各種セミナー等を実施した。
85			国土交通省	ブロックプラットフォームにおいて官民対話(サウンディング)や、研修、各種セミナー等を実施している。
【具体的取組】				
i) 情報の充実・情報活用機会の充実				
86	①令和5年4月に公表したPFI事業の基礎データベースを周知するとともに、引き続き関係省庁や機構などの協力を得ながら、PFIに関する情報の一元化と拡充に取り組む。併せて、WEBサイトの充実や動画の活用等、参照しやすい形での発信を実施する。(令和4年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	・令和6年3月、令和4年度末現在のPFI事業の基礎データベースを整備し、公表した。
87	②令和5年4月に策定・公表した「PPP/PFI事業の多様な効果に関する事例集」を広く発信し、各主体の取組意欲の向上やPPP/PFI導入時に期待する効果の見える化を促進する。(令和4年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	・左記に加え、効果の見える化を促すため、指標例を加えてPPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集として改定、令和5年9月に公表済み。 ・総括班としては、地域活性化センターや町村週報への寄稿、PPP・PFI大学校やPPP協定パートナーセミナーにおいて講演を実施。 ・「PPP/PFI事業の多様な効果に関する事例集(令和5年9月改定・公表)」を活用し、地方公共団体におけるPPP/PFIに対する理解の浸透と積極的な活用を図る。(個別対話、講習会等)

	アクションプラン本文	担当府省庁	回答府省庁	令和6年3月末時点での取組状況(予定含む)
88	③機構は、保有するノウハウを効果的に情報発信するため、WEBサイトの充実等に取り組む。特にWEBサイトについては、掲載情報の質・量ともに改善を図り、参照しやすい形での情報発信を実施する。(令和4年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	より効果的な情報発信を行うため、機構ホームページの全面リニューアル及びスマホ対応化を令和5年4月から実施。 ・支援決定案件に関する公表内容の充実化 ・出融資実績の分野別内訳(件数)を掲載 ・トップページに目的(機関)別の窓口を設置 ・プラットフォーム等での講演活動について紹介 ・SDGsの取り組みについて掲載 引き続き、積極的な情報発信に努めていく。
ii) 制度改善				
89	①民間の創意工夫を促進する観点から、民間事業者等から受ける制度改善や推進施策に係る意見について、民間資金等活用事業推進委員会において対応を検討するとともに、必要に応じて、内閣府規制改革推進室及び内閣官房行政改革推進本部事務局とも連携した上で、制度所管省庁と協議・調整し、同制度や運用の改善に取り組む。(令和4年度開始) <内閣府、内閣官房、関係省庁>	内閣府 内閣官房 関係省庁	内閣府	民間事業者から特に要望の多い物価変動の対応に関し、契約締結後における状況に応じた必要な契約変更について令和6年1月に通知を发出。 その他の論点と併せて、引き続き、ガイドライン改正を含む必要な対応について検討中。
90	②新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、PPP/PFI事業にも大きな影響が及んだことから、それらの影響調査を踏まえ、各地方公共団体の対応事例等を取りまとめて公表するとともに、プロフィット・ロスシェアリングの導入を含む損害の分担や不可抗力に関する考え方についてガイドラインに明記したところ。ウィズコロナへ移行しつつある中、従前のコロナ禍とは状況が変わっていることを踏まえつつ、引き続きPFI事業への影響を注視しながら、アンケート調査等により対応事例の収集を行うとともに、新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの対応を取りまとめ、改めて周知する。(令和3年度開始、令和4年度強化) <内閣府、関係省庁>	内閣府 関係省庁	内閣府	新型コロナウイルス感染症の感染拡大や激甚災害等の経験を踏まえ、緊急時の協力体制構築や契約内容の協議方法等について周知するため、ガイドライン改正を含む必要な対応について検討中。
91	③令和4年12月に成立した改正PFI法により、事業期間中の事情変更等を踏まえた施設の改修工事が柔軟に実施できるよう、実施方針で定めた公共施設等運営事業に係る施設の規模や配置の変更を可能とする手続が創設されたことについて、適切に運用されるよう、手続の適用範囲や留意事項について改正したガイドラインを周知する。(令和2年度開始、令和5年度強化) <内閣府>	内閣府	内閣府	令和5年6月に、ガイドラインを改正し、自治体等に通知を发出済み。引き続き、機会をとらえて周知を図っている。
92	④SPC(特別目的会社)株式の流動化は、民間事業者による早期の資金回収を可能とすることから、新規インフラ事業の取組促進に繋がることや、地域企業も含めた多様な民間事業者の参画が容易となることで、公的負担の軽減や地域活性化等にもつながるものと考えられるため、PFI事業の更なる促進に資する。また、インフラ資産が生み出す安定した利益を年金基金や地域住民等へ幅広く還元する仕組みは有効であると考えられる。このため、株式等流動化の意義等や、株式譲渡及び債権流動化の進め方等を盛り込んだガイドラインの周知を図り、株式等流動化の促進に向けた環境の整備を行う。(令和2年度開始) <内閣府、関係省庁>	内閣府 関係省庁	内閣府	PFI事業におけるSPC株式流動化の促進に向けた環境整備のため、SPCの株式等の流動化の意義や進め方、留意点等を記載したガイドラインについて内閣府ホームページに掲載し周知を図っている。
(4) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用				
【具体的取組】				
93	① 機構は新たなPFI活用モデルの形成において、先導的事例の形成、必要な情報収集、案件発掘を支援する。(令和4年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	新分野の開拓に関連して、三宮バスターミナル(道路)、大川道の駅・川の駅(河川敷地PPP)、小田原漁港(漁港)、広島県水道広域連合企業団(上水道)等の案件について、情報収集や検討を実施。
94	②機構は、案件発掘段階から事業契約等の締結による事業実施段階までの様々な局面において、地方公共団体や民間事業者等に対する各種サポートを行うなど、コンサルティング機能を積極的に実施するため、更なる体制の充実を図る。また、民間事業者と地方公共団体や関係省庁との仲介機能を担うことで、実務上の個別課題の解決に向けた調整を引き続き実施する。(平成28年度開始、令和4年度強化) <内閣府>(2.(1)iii)⑦再掲)	内閣府	内閣府	従来より、株主である地銀等からの情報や個別の依頼に応じて、案件検討段階の地方公共団体等に対する助言等を実施している。引き続き、情報収集を通じて地方公共団体の課題やニーズの把握に努め、必要な調整等を行うなど、案件検討段階の地方公共団体等のサポートに努めていく。

	アクションプラン本文	担当府省庁	回答府省庁	令和6年3月末時点での取組状況(予定含む)
95	③機構は、地方公共団体等の能力・取組意欲の向上や案件形成に向け、首長等の意思決定層への働きかけや地域プラットフォームの全国的な展開、地域プラットフォームにおけるノウハウ提供など、先進地方公共団体と連携して積極的に関与する(令和4年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 群馬プラットフォームにおいて令和5年度の運営に係るコアメンバー会議に参加。ロングリスト/ショートリスト整備等、自立的な活動施策の実現を支援。 奈良県が形成するプラットフォームに関して、奈良県及び奈良財務事務所と意見交換を実施 内閣府による協定プラットフォーム不在地域へのヒアリング(島根県、栃木県、福島県)に同行。 川崎市PPPプラットフォーム事務局会議及びコアメンバー会議に参加。 笠松町(岐阜県)の部長向けに勉強会実施(PFIについて) あきた公民連携PFIにて11月講師派遣(PFIの失敗事例について) 内閣府に帯同し地域金融機関に対してPFI形成への働きかけを行う(北海道:北海道銀行・北洋銀行 茨城県:常陽銀行 新潟県:第四北越銀行)。 国交省・内閣府による地域プラットフォーム形成を促すトップセールス(副知事等と面談)(北海道・島根県・福岡県・茨城県・長野県。今後も対象を拡大予定)に帯同。 にいがたPPP/PFI研究フォーラム(新潟県)のキックオフ(2月)にて講師派遣。 宇都宮PPP/PFI地域プラットフォームにオブザーバーとして参加し、設立総会(2月)に出席。
96	④機構は、地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、地域再生法に基づき付与されているコンサルティング機能も活用しつつ、PFIに係る知識や具体的案件への取組方法等の情報提供を行う。(平成28年度*開始)〈内閣府〉(2. (2) vi)①再掲)	内閣府	内閣府	全国の各自治体の事業所管部署と案件形成に向けた意見交換を実施中。その中でも特に、群馬県、秋田県、埼玉県、熊谷市、長崎県、佐世保市、富山県、富士市、岡崎市、周南市、鹿児島県、北海道、札幌市、石狩市、小松市、西原町、うるま市、旭川市、橋本市、愛知県、静岡県、裾野市、浜松市、広島県、広島市、下松市、深谷市とは積極的に意見交換を行っている。
97	⑤機構は、地域金融機関等職員に対しPFIに係る金融実務の習得を目的としたオンライン開催を含めた研修を実施するなど、地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。令和8年度までに機構がノウハウ移転を行った地方銀行等が全ての都道府県において所在する状況を実現することを目指す。(令和4年度開始)〈内閣府〉(2. (2) vi)②再掲)	内閣府	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 財務省主催の官民ファンド説明会(四国、東海)にて、金融機関及び自治体あてに、PFI推進における地方銀行と当機構との協働等に係る広報活動を実施。 沖縄PPP/PFI地域プラットフォーム主催の地域金融機関向け勉強会でファイナンス実務の説明を実施。 PPP/PFI協定プラットフォーム情報交換会にて機構の業務を紹介。 4つの地域金融機関の支店長やPFI推進部署等に対し、行内勉強会の講師を派遣。 地域金融機関からトレーニー受け入れ。 地域金融機関向けPFI実務Web講座第1回を11月に実施。第2回を2月に実施。
98	⑥機構は、保有するノウハウを効果的に情報発信するため、WEBサイトの充実等に取り組む。特にWEBサイトについては、掲載情報の質・量ともに改善を図り、参照しやすい形での情報発信を実施する。(令和4年度開始)〈内閣府〉(2. (3) i)③再掲)	内閣府	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> より効果的な情報発信を行うため、機構ホームページの全面リニューアル及びスマホ対応化を令和5年4月から実施。 支援決定案件に関する公表内容の充実化 出融資実績の分野別内訳(件数)を掲載 トップページに目的(機関)別の窓口を設置 プラットフォーム等での講演活動について紹介 SDGsの取り組みについて掲載 引き続き、積極的な情報発信に努めていく。
99	⑦リスクマネーの「呼び水」としての機構の出融資を最大限活用し、案件形成プロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし、重点分野に掲げる公共施設等運営事業の着実な実現を図るとともに、PPP/PFI手法導入優先的検討規程や公共施設等総合管理計画の本格的な運用を開始する地方公共団体を中心に収益型事業を推進する。(平成28年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	沖縄マリンタウン国際会議・大型展示場、豊橋市多目的屋内施設(アリーナ)、富山県(富山空港)、国立競技場をはじめとする各案件について関係者と意見交換を行うなど、収益型事業の形成に貢献していく。
100	⑧公共施設等運営事業を推進する地域金融機関、民間機関投資家等の関係者との協議を継続するとともに、案件の形成支援と資金の供給を通じて、全国各地において多様な分野で多数の収益型事業に対して安定的に民間資金が供給されるような環境の整備に寄与することにより、民間インフラファンドの組成を推進する。(平成28年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 三菱商事株式会社の100%連結子会社である丸の内インフラストラクチャー株式会社が組成した丸の内インフラストラクチャー投資事業有限責任組合について支援決定(平成29年10月)。令和元年度より順次出資開始。 我が国のPFI案件が少ないことが基本的な課題と認識しており、PFI案件形成のために引き続き努力していく。
	4. PDCAサイクル			
	(1)アクションプランのPDCAの進め方			
101	本アクションプランについては、事業規模、重点分野やその数値目標、施策の進捗状況やその成果について毎年度フォローアップを行い、現状を把握して課題を抽出し、対応策を検討する。特に重点実行期間中は、対応策の検討結果や更なる取組強化の検討状況を踏まえ、毎年アクションプランを見直す。また、フォローアップの結果は、各地方公共団体における取組の目安となるよう、比較可能な形でベンチマーク化するなど「見える化」に工夫をする。	内閣府	内閣府	事業規模、重点分野、アクションプラン進捗について今年度のフォローアップ、調査を実施済。その結果を踏まえ、来年度のアクションプラン改定に向けて検討を進めている。

	アクションプラン本文	担当府省庁	回答府省庁	令和6年3月末時点での取組状況(予定含む)
102	事業規模目標については、PPP/PFIが自律的に展開されるための基盤を早期に形成するための令和4年度からの5年間の重点実行期間における施策の達成状況や、社会経済情勢等を踏まえ、中間評価を行い必要な見直しを検討する。	内閣府	内閣府	今年度の事業規模を把握したところ。中間評価に向けて、来年度も事業規模の把握を行う。
	5. その他			
103	令和4年改定版は、廃止する。	内閣府	内閣府	